**令和８年（フ）第１５２２号**
福岡市南区鶴田４丁目25番２号
債務者　宅間　　諒
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５２５号**
福岡市東区多の津４丁目12番36号　ジョイハウス多の津203号
債務者　福田美智恵
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５３１号**
福岡市東区和白東１丁目17番34号　クライスハイム和白東、前住所福岡市東区城浜団地38番104号
債務者　平田　　忠
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５３８号**
福岡市西区姪の浜３丁目10番12―102号　ノベル姪浜
債務者　竹村　雅典
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５４５号**
福岡市東区和白東２丁目33番53―203号　プラエフメゾン和白ＥＡＳＴ
債務者　赤松　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５５２号**
福岡市南区長丘１丁目５番21号　エリーナ長丘501号
債務者　松田　好恵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５５３号**
福岡市南区長丘１丁目５番21号　エリーナ長丘501号
債務者　松田　正矢
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第７２６号**
仙台市宮城野区福住町５番地の９　ノートル・シャンブル105
債務者　長谷川文子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８４０号**
仙台市太白区西中田７丁目37番３号　メゾンアンソレイユⅡ103
債務者　三上　千嘉
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１１５号**
宮城県石巻市渡波町１丁目５番10号　やすらぎ101号
債務者　田代　美雪
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和８年（フ）第１６１号**
茨城県かすみがうら市稲吉東五丁目３番４号
債務者　ダワムラガ　アサンカ　プラビーンペレラ
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第８０号**
茨城県古河市仁連236番地４
債務者　太田　　亘
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**令和８年（フ）第９９号**
茨城県古河市諸川1443番地12
債務者　三浦　喜司
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**令和８年（フ）第４８７号**
栃木県宇都宮市大曽４丁目９番２号　プリムローズ103号室、前住所栃木県宇都宮市松原２丁目３番５号　メゾン・ド・ラペＡ103号室
債務者　冨岡　泰人
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第４９０号**
栃木県宇都宮市弥生１丁目３番10号　グループホームペンタス、前住所栃木県宇都宮市氷室町973番地150
債務者　相場　一浩
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第１１１０号**
横浜市中区本牧原１番23―305号
債務者　鷲頭　琢磨
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３６６号**
横浜市戸塚区川上町43番地１　ファーストクラス東戸塚208号
債務者　杉山美保子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部